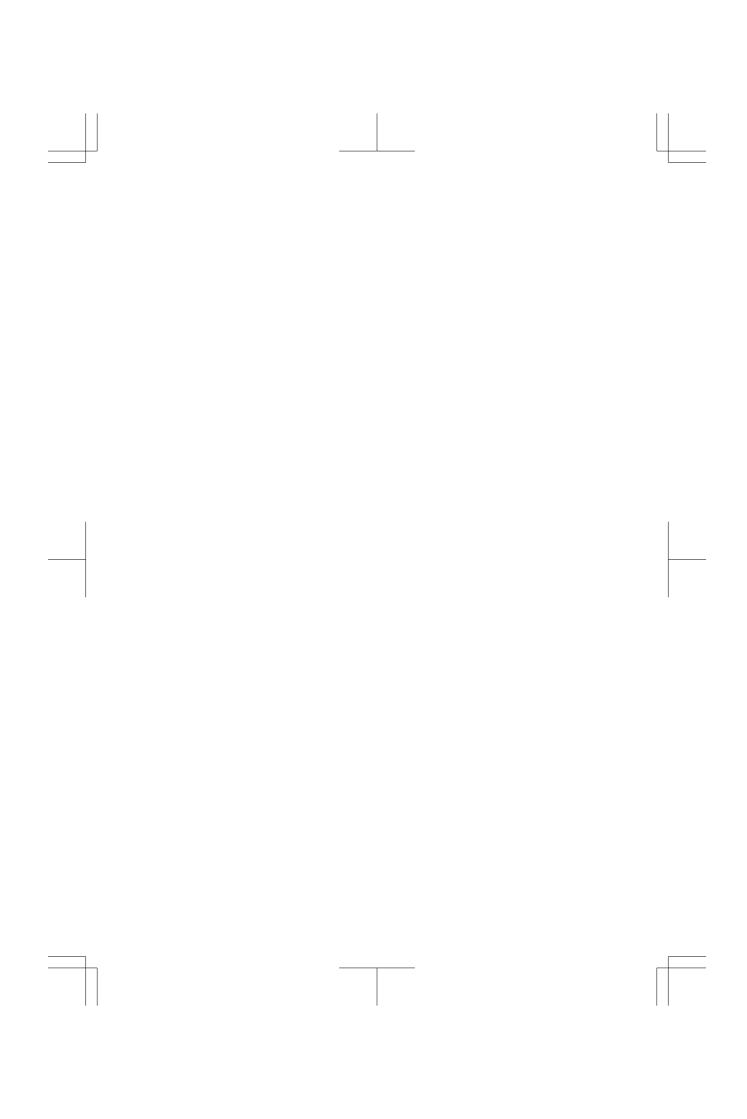
労働基準法

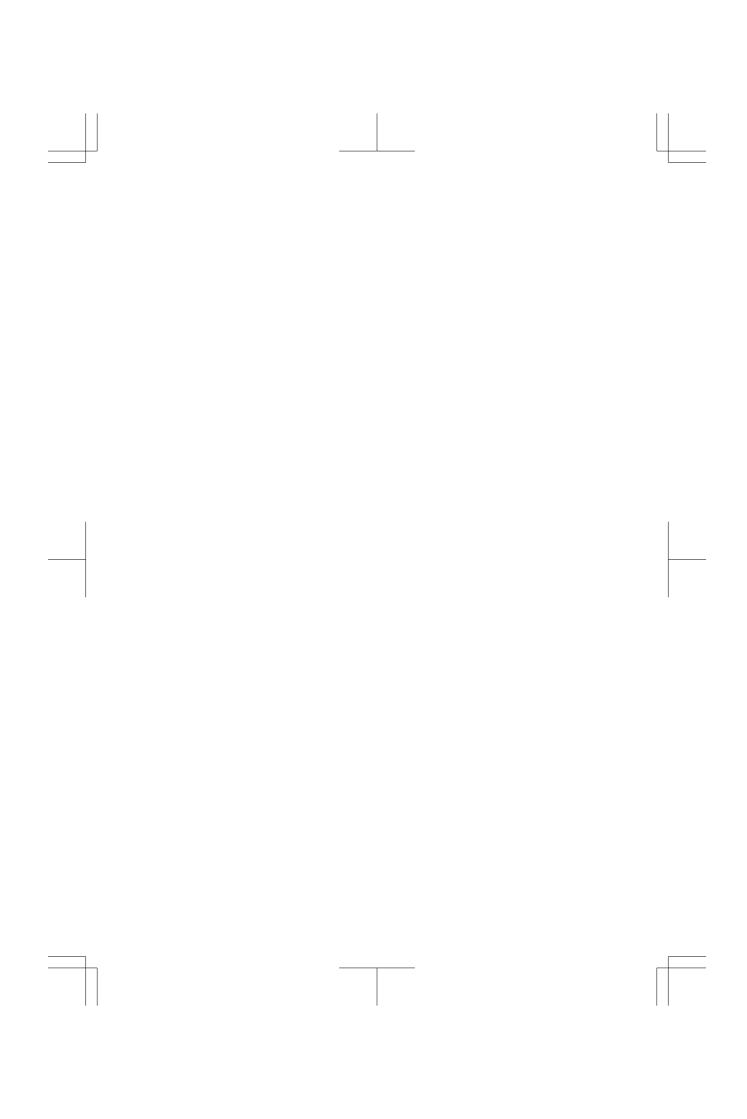
日本国 著

2020-04-01 版 発行



目次

第1章	労働条件の原則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ļ	
第2章	労働条件の決定	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•		•		•	,	7
第3章	均等待遇・・・・・																						9	ĺ





労働条件の原則

一労働条件は、労働者が人たるに値する 生活を営むための必要を満たすべきもの でなければならない。

6 第1章 労働条件の原則

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

② この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。



労働条件の決定

一労働条件は、労働者と使用者が、

対等の立場において決定すべきもの

である。

8 第2章 労働条件の決定

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定 すべきものである。

② 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。



均等待遇

一使用者は、労働者の国籍、信条

又は社会的身分を理由として、賃金、

労働時間その他の労働条件について、

差別的取扱をしてはならない。

10 第3章 均等待遇

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

労働基準法

2020 年 4 月 1 日 初版第 1 刷 発行 著 者 日本国